

広島県教育委員会会議録

令和4年3月14日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年3月14日（月）

9：30開会

12：01閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの革新推進部長	富	永	六	郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保
参与	重	森	栄	理
総務課長	江	原		透
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長	大	島		裕
文化財課長	白	井	比	佐雄
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一
教育支援推進課長	林			史
乳幼児教育支援センター長	桑	原	智	津子
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第4号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について	1
日程第3	第5号議案 広島県天然記念物の指定の解除について	7
日程第4	第6号議案 「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」(案)について	9
日程第5	報 第1号 令和4年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	10
日程第6	第3号議案 令和3年度メイプル賞(第2回)の受賞者について	12
日程第7	第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について	12
日程第8	第2号議案 教職員人事について	12

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものであれば、最後に回して審議をしたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。
細川委員： 第1号議案及び第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、第3号議案は、個人情報を含む表彰者の選考に関する案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思っております。
平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決します。
第1号議案の広島県教育委員会規則の一部改正について、第2号議案の教職員人事について、第3号議案の令和3年度メイプル賞（第2回）の受賞者については、公開しないことに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県教育委員会規則等の一部改正について

平川教育長： それでは、第4号議案、広島県教育委員会規則等の一部改正について審議いたしますが、改正する規則等が複数ありますので、担当課ごとに説明させていただき、採決を取らせていただきます。

それでは、第4号議案の1について、大島教職員課長、説明をお願いいたします。

大島教職員課長： 第4号議案－1の、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について御説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とするへき地教育振興法によりまして、へき地学校等に勤務する教職員に対してはへき地手当等を支給しなければならないこととされております。本県におけるへき地学校等につきましては、このへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則により指定し、へき地手当等を支給しているところでございます。へき地学校等の指定は、おおむね6年ごとに全県を対象として、交通条件等を踏まえた指定基準に基づき、見直しを行うこととしております。この度は、この見直し及びへき地学校等の統廃合の状況も踏まえ、規則の別表を改正する必要がございます。

今回の見直しが行われますへき地学校等がある市町は、福山市、竹原市、大竹市、安芸太田町、北広島町、三原市、尾道市、三次市、庄原市の9市町でございます。

この見直しの結果、令和4年度におけるへき地学校等の総数は、統廃合も含めて、現在の64所属から59所属に減少することとなります。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第4号議案－1の説明に対しまして、御質問又は御意見ございましたらお願いいたします。

志々田委員： へき地という言葉自体がこの法律用語で使われているものなので、何となく違和感を

覚えますが、今回のへき地指定は数が減っているのですけれども、これは統廃合の関係なのか、それともそれ以外の関係なのか教えてください。

大島教職員課長： 数につきまして、64所属から59所属に減少しております。理由は様々でございますが、主な理由といたしましては、統廃合によるもの、あるいは遠距離を通学する子供たちが増えた、そういった要件が一部入っているものもございます。

近藤委員： 交通事情等を勘案ということだと、交通の便が良くなるからへき地が準へき地になることが多いのかと思うのですけれども、三原市の鷺浦小学校が準へき地からへき地に上がっているように見えますが、これはどういった事情になるのでしょうか。

大島教職員課長： 三原市の鷺浦小学校につきましては、準へき地からへき地の一級地に上がっております。理由につきましては、遠距離通学者が増えたことによって等級が上がったものがございます。

近藤委員： 遠距離通学者が増えるということになるのでしょうか。

大島教職員課長： 統廃合で学校がまとまることによって子供たちの通学距離が延びる、そういったことによって不便な学校であるという判断をされるものがございます。

近藤委員： 子供の通学の範囲が広がることで、先生の通勤のへき地具合も変わってくるということになるのですか。

大島教職員課長： はい。そもそも都市部から離れた場所にあるということで、様々な基準が病院等を含めて設けられているわけですが、やはりその広域のところを離れたところの子供たちが集まってくるということは、中心から離れていると。そういったところにお勤めの先生方に手当をとという考えでございます。

近藤委員： そういう基準になっているのですね、分かりました。

細川委員： 先ほど課長の御説明で、交通事情とかということがあったと思うのですが、子供が通うにつけ教職員の方が通うにつけ、何を基準の交通事情とかと判断されているのですか。

大島教職員課長： このへき地学校の指定に関しましては、文部科学省令で定める基準を参酌して、各都道府県において指定することとされております。国が示しております基準で申し上げますと、各学校について基準に基づいて点数を出していきます。例えば学校からの距離に応じた点数といたしましては、駅であったり、病院であったり、それから高校、郵便局、こういったところが起点になっております。

細川委員： 駅というのはJRの駅かと思うのですが、例えば私の地元の三次だと、三次駅を基準とすると理解してよろしいのですか。

大島教職員課長： 正確には駅や停留所というものもありますので、必ずしも三次駅からということではないのですが、主に公共交通機関、これをベースに国が基準を作っている、そう考えてございます。

細川委員： いつもこの議案のときには、私も三次市立作木小学校、中学校を出ているのに、なぜこの布野小中と君田小中がこの準へき地にも上がらないのかと思います。あそこは昔、三つの村で、同じ距離ぐらいではないかというのがありまして、どういう基準でへき地として指定されるのだらうと思っておりました。基準が停留所とかということになりますと、作木にもすぐ学校の前にバス停あると思うのですよね。というようなことで、例えば布野と君田の先生は手当をいただけないのに作木はいただけるというのが、公正なのかという感じがしておりますがいかがなものですか。

大島教職員課長： 個別の御事情というのは基準に準拠した結果、なかなか配慮できない部分も出てきてしまうとは思っております。この基準につきましては先ほども申し上げましたとおり、国の基準を参酌してということになっておりますので、なかなかその基準を合わせていきますと、個々の交通事情がございますので、一致させるのが難しい部分も正直あるかと思っております。

細川委員： 事情は分かりますので、しっかり公正に判断していただければと思います。

中村委員： 先ほど御説明のあった統廃合で子供の通学距離が長くなって、この規定に当てはまるようになった学校があるということなのですが、そうすると交通状況が変わったわけではないケースもあるということですよ。基準に従って指定するとうなるということだとは思いますが、これは教職員の手当の問題であって、通っている児童生徒の何かが変わるということではないですよ。

大島教職員課長： 本件に関しましてはへき地手当ということなので、教職員のことにしてでございます。直接子供たちに影響があることではございません。

中村委員： 何か他の関係で、このへき地に通っている学校が指定されると、家庭あるいは子供にとって何か変わってくるのでしょうか。

大島教職員課長： 本件はへき地手当に関するものでございますが、文部科学省においてへき地児童生徒援助費等補助金交付要綱に定められている補助金等もございます。そういったところで、教育内容について配慮がなされるということはあろうかと思えます。

中村委員： もう1点、この第10条を読むと、現に例えば鷺浦小学校に通っている教員は、今回指定されたら手当が出るわけではなく、新しく赴任する人から適用されるということですか。

大島教職員課長： 従来通っている職員に対しましても、一定の手当が出るようになっております。

中村委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

第4号議案-1の採決に移ります。原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本件は、原案どおり可決されました。

続きまして、第4号議案-2について、大島教職員課長、説明をお願いいたします。

大島教職員課長： 第4号議案-2により、広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正について御説明いたします。

人事評価制度を適切に実施させる観点から、業績評価、自己申告書に面談実施日の記載欄を設けることとし、関係規則等の一部改正を行うものでございます。

具体的には、広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令に様式として定めております業績評価書を、それぞれ改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第4号議案-2の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： この自己申告書のフォーマットは、エクセルで作成されているものなののでしょうか。

大島教職員課長： 書式につきましては、エクセルによるものと考えております。もちろんワード形式もあろうかと思いますが、デジタル形式になっていると思います。

志々田委員： これは、前回の面談をしていなかったというような懲戒のことがあって、日付を入れるようにするということだと思います。システム上にこういうものが上がっていて、この日付が期限までに入力されていないとエラーが出たり、処理できていない件数の表示があったり、そんなシステムが組まれているととても効果があると思いますが、エクセルで入れるか入れないか、もちろんそれは入れないといけないのですけれども、あまり抑止力にはならないような気がするのですが、システム化のようなことはあまりにもお金がかかり過ぎてできないものなのでしょうか。

大島教職員課長： 確かに再発防止ということでききますと、きちんと記録を押さえていくというのは大切なことだと思います。例えば、事務局等に関しますと、人事システムのデジタル管理ということがなされているわけですが、やはりおっしゃるとおり経費的な問題もございまして。それから、各市町との違いということもございまして、最終的にはデジタルで作成して、打ち出したものを提出するという事なので、そこで面談を実施しないということの担保が一定程度取れるものと思っております。

志々田委員： もちろんお金との相談ですけれども、こういうものはもっとデジタル化していくべきものだと思います。エクセルで校長先生が管理していると、結局その校長先生のICT活用能力によっては、面倒くさくてということになってしまうかもしれないので、その辺り善処できるところは今後していただければと思います。

細川委員： 志々田委員の質問に関連するのですが、ここに当初、中間、最終という面談の日付を書くところがあったとしまして、一体これを誰ができていて、できていないというのをチェックするのですか。

大島教職員課長： 面談の実施状況につきましては、市町立学校職員ですと市町教育委員会になります。県立学校職員であれば、県教育委員会になろうかと思えます。

細川委員： ということは、当初面談が済んだら、済んだ段階で速やかにいつ誰と面談したということが報告され、していない場合はそのままになりますから、事務局がそれを把握できるということでしょうか。

大島教職員課長： 把握し、その実施状況について適切に指導していく必要があると考えております。

細川委員： チェック漏れとか、面談が未実施なのにそのまま放置されるということが一番危惧されることであって、今おっしゃったことで、それが再発防止も含めて改善されると理解してよろしいですか。

大島教職員課長： こういうふうシステムを変えていくことで、再発防止に資するものと思っております。ただ、それに加えて、システムを作るだけではなく、しっかり市町教委、県教委からの、現場の管理職に対する指導等もやっていかなければいけないと考えております。

近藤委員： 今回の改正のところとは直接関係がないのですが、この評価書の書式を見ていて、プロセス評価基準の中の一部で、「失敗や問題点はほとんどなく」とか、「失敗や問題点が多く」とか、そういう表現がされています。子供たちには失敗を恐れずにと言っているところがあるので、この辺り、先生向けの表現ももう少し工夫できるところがあったらいいと思います。

大島教職員課長： 業績評価におきます評価基準については、ハンドブック等を作成してお示しているところでございます。前向きにしっかり考えて、頑張ってもらって先生方が資質・能力を向上させていくという形に本制度を運用していかなければいけないと思っておりますので、また改定等検討に当たって、御意見として受け止めたいと思っております。

中村委員： この様式第2号の表というのは、これはそれぞれの教職員が自分で自己評価をし、それに上司がコメントを書くという様式なのですね。この面談実施日を記入するのは、どちらが書くのでしょうか。

大島教職員課長： 面談実施日は、管理職が記入することを想定しております。

中村委員： ということは、この情報は恐らく一年間通じてやり取りされるものだから、これを見れば面談が実施されたということは、教員も管理職も共有できるという理解になっているのですか。

大島教職員課長： この業績評価に当たっての自己申告書が、当初面談、それから中間面談、それから最終面談ということで職員と管理職の間を行き来しますので、次々加筆をされていくということになります。ですので、職員の方も、中途でもその記載内容で確認することができると思われます。

菅田委員： 様式のことなのですが、年間目標は1から3とありますが、三つだけでいいということですか。

大島教職員課長： これは制度設計上、様々な議論を踏まえて三つとしております。あまり多いのもあれですし、あまりに少ないということもあれなので、現状で三つと主に示して、管理職と協議するという形を取っております。

菅田委員： 分かりました。重点を上位三つということですね。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
第4号議案-2の採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第4号議案-3について、杉本学校経営戦略推進課長の説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、4号議案-3によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正につきまして御説明いたします。

この改正につきましては、県立高等学校の再編整備に伴い行うものでございます。
改正の内容でございますけれども、2のところにお示ししておりますように、平成31年4月の呉地区の定時制課程の再編整備により、生徒募集を停止しておりました広高等

学校及び呉三津田高等学校の定時制課程を、3月31日をもって廃止をすること。また、令和3年7月の教育委員会会議で決定をいただきました令和4年度から県立商業高等学校を4校、具体的には、尾道商業高等学校、広島商業高等学校、呉商業高等学校、福山商業高等学校の4校でございますけれども、商業の単一学科、情報ビジネス科を新たに設置することに伴う改正でございます。なお、福山商業高等学校につきましては、既存の学科と同じ名称の情報ビジネス科を設置しておりますことから、福山商業高等学校を除く3校について改正を行うこととしております。

この規則の施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

なお、商業高校4校の既存の他の学科につきましては、在校生が卒業いたします令和5年度末をもって廃止する予定としております。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の第4号議案-3の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
第4号議案-3の採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案-4について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、続きまして第4号議案-4によりまして、広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正等につきまして御説明をいたします。

本件につきましては、通信制課程を置きます高等学校が行う面接指導につきまして、様々な事情により通学が困難な生徒の教育の機会を確保するため、近隣の高等学校や公民館等の施設においてもその一部を受けられることができるよう、広島県立高等学校通信教育に関する規則の中で、協力校及び地域学習会場に関する規定を定めているところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをお開きいただければと思います。このたび国の規則改正によりまして、こうした施設、学校外での面接等行う施設を、通信教育連携協力施設という名称で、新たに国で規定をされたということがございまして、広島県立高等学校通信教育に関する規則につきまして所要の改正を行うものでございます。

また、国の高等学校通信教育規程の改正により、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるといふこととされておりまして、第3条第3項を新たに追加するものでございます。別に教育委員会が定めると記載しております。

この規則の施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

続きまして、通信教育連携協力施設の定員につきまして御説明いたします。資料2ページをお開きください。現在、通信制課程を置く東高等学校につきましては、協力校の会場といたしまして世羅高等学校、それから地域学習会場といたしまして三原学習会場及び尾道学習会場を、それぞれ活用して面接指導を行っております。引き続き、これらの一定の需要がある施設につきまして、面接等の会場として利用できるよう通信教育連携協力施設として指定するということと考えております。

次に、通信教育連携協力施設ごとの収容定員でございますけれども、近年の各施設の利用状況、それから収容人数等を勘案いたしまして、それぞれ40人といたしまして、今後、通信教育連携協力施設の利用状況や生徒のニーズなどを踏まえながら、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

なお、今後の定員につきましては、毎年県立高等学校の入学定員策定時に合わせてお示しさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第4号議案-4の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお

願いたします。

志々田委員： 初めてこの学習会場というものを目にしたので興味を持ったのですが、世羅高校は分かるのですが、三原学習会場と尾道学習会場は、社会教育施設か公民館か何かとおっしゃっていたと思うのですが。

杉本学校経営戦略推進課長： それぞれ以前から地域の公民館を利用して学習しております。

志々田委員： そこで対応をしてくださるのは、本校から通信制の学校の先生がそこへ出向いていて、子供たちを面談してくださるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 御指摘のとおり、東高校の本校から大体週1日ぐらいを目途に、この日にこの授業をするという日程を決めまして、来られた生徒さんに対応している状況でございます。

志々田委員： もう1点、通信制で普段は家では勉強しているけれども、この先生たちがいらっしゃる日に生徒たちは割と出てきたりするのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 通信制教育の規程上、添削指導がもちろんメインでございますけれども、それだけでは単位が取れないということがございまして、教科科目によりまして一定程度のスクーリング、面接指導を受けないといけないということで、その会場として本校以外にも利便性を図っているということでございます。

菅田委員： 定員というのは定めなくてはいけないものなのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： 元々の規程が国の規程の改正によるものでございまして、一部のニュース等でも報道されました不適切な私立の広域通信制高校の事例がございまして、定員管理をしっかりしないといけないということで、国で定められたことに基づいて県でも実施をするということでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
第4号議案-4の採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第4号議案-5について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、第4号議案-5によりまして、広島県立高等学校学則等の教育規則の一部改正について御説明いたします。

この度の一部改正につきましては、1の提案要旨及び2の改正内容のとおり、大きく2点ございます。

まず、1点目でございますけれども、民法の一部改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴う保護者定義等の改正についてでございます。

2点目は、公立高等学校入学者選抜等におけるインターネット出願システムの導入に伴う、出願手続の改正についてでございます。

まず、1点目の保護者定義等の改正について御説明いたします。資料1ページ、広島県立高等学校学則に係る新旧対照表の第13条を御覧ください。現行の規則では、生徒の保護者の定義について、生徒が未成年の者である場合、親権者又は未成年後見人と示しております。成年の者である場合は、保証人としているところでございます。

この度の民法改正で、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることにより、今後はほぼ全ての生徒が高等学校在学中に成年年齢に達することとなります。生徒が成年年齢に達した場合の保護者は、現行の規則では保証人と定めておりますが、保証人は独立の生計を営む成人の者としか定義されていないため、成年後も引き続き両親等が学則上の保護者として取り扱えるように、親権者又は未成年後見人に準ずる者と改正いたします。

続いて、資料2ページ、第31条の授業料の納付についてを御覧ください。現行の規則では、生徒が未成年である場合に限り、保護者は生徒と連帯して授業料を納付しなければならないと規定しております。しかしながら、成年年齢引下げ後は、ほぼ全ての生徒

が在学中に成年年齢に達する反面、経済的には自立していないということが想定されるため、高等学校の授業料については、生徒の年齢等にかかわらず、保護者は生徒と連帯して納付しなければならないこととするよう改正を行います。

また、授業料に関連して、資料の1ページから2ページ、第15条、入学の手續及び入学許可を御覧ください。これまでは入学手續の一環として、本条第3項に定める生徒の身元保証に関する誓約書と、同法第4項に定める授業料の納付に関する誓約書、それぞれ提出することとしておりましたが、令和4年度以降は保護者として負うべき責任を明確に定めた様式に一本化することとし、同条第4項を削除し、授業料の納付に関する誓約書の提出を不要といたします。

続いて、2点目の出願手續の改正について御説明いたします。資料の1ページ、第14条、入学の出願を御覧ください。来年度からインターネット出願システムを全校に導入することに伴う改正でございます。具体的には、これまでは入学願書等への志願者本人と保護者の氏名の記載について連署とするとしていましたが、インターネット出願システムによる出願を行うことになり、電子での入力となりますので、連記という表現を追加いたしました。

以上の点について、広島県立高等学校学則を改正することに併せて、その他関連規則も同様に改正いたします。関連規則の改正内容につきましては、資料の最後の6ページに一覧としてまとめてございます。御覧いただければと思います。

続いて、施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しているところでございます。説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の第4号議案－5の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： よく知らないのので教えていただきたいのですが、18歳で成人になるということで、18歳の人に対して親権者というものは継続するのですか。普通に考えたら、成人になったら親権がなくなるのではないかと思うのですが、どうなのでしょう。

竹志高校教育指導課長： おっしゃられるとおり、今でもですが、親権者につきましては20歳になった時点でいなくなるようになります。ですので、今後は18歳になりましたらその時点で、保護者という扱いはしますが、親権者としての扱いはなくなると認識しております。

志々田委員： そうすると、「保護者（親権者又は未成年後見人をいう）」という書き方は正しいのでしょうか。

小川管理部長： 18歳で成年扱いになるということで、契約などの部分は、今までの親、いわゆる親権者の許可なく自分の意思でできるようになってくると思います。ですが、全てに関して20歳から18歳に下げたわけではなく一部ずつ下げていますので、例えば刑法犯の関係は未だに残っていますし、飲酒喫煙等のことも残っていたりします。今、委員の言われている親権というのが、全部外れるのか、それとも一部でも残っているのかという部分について十分確認が取れておりませんので、確認をさせていただければと思います。

菅田委員： 「親権者又は未成年後見人に準ずる者」でカバーしているということですか。

小川管理部長： この準ずる者の定義も確認させていただければと思います。

平川教育長： では、改めて確認という形になります。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
第4号議案－5の採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第5号議案 広島県天然記念物の指定の解除について

平川教育長： 続きまして、第5号議案、広島県天然記念物の指定の解除について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 広島県天然記念物の指定の解除について御提案いたします。資料1ページを御覧ください。

今回解除をお諮りいたします瀬戸田の単葉松は、尾道市瀬戸田町生口島西部の民家の庭にあった広島県天然記念物でございます。樹高約9メートル、クロマツの変種であるクロヒトツマツと呼ばれる種類の松で、双葉が癒合して一枚のように見える点に特徴があり、学術上貴重であるため、昭和29年11月11日付けで指定されておりました。

しかしながら、令和3年4月から8月にかけて、葉の変色やキノコの繁殖などが認められたことから、広島県文化財保護審議会委員による調査を行い、令和3年10月、枯死していることを確認いたしました。

なお、枯死の原因は、マツノザイセンチュウに感染したことによるものであり、調査時点で枝部にセンチュウを媒介するカミキリの幼虫が確認できたことから、周辺の松への被害拡大を防止するため、直ちに伐採・撤去を指導し、本件松は伐採されております。

以上、本件松は枯死により文化財としての価値が失われたと認められるため、広島県文化財保護条例第37条第1項の規定により、広島県天然記念物の指定の解除を御提案させていただきます。

なお、本件解除については、令和4年1月21日付けで広島県文化財保護審議会に諮問し、同日付で、やむを得ない旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。数点気付きがあったのですが、瀬戸田の単葉松という、葉が二重でなくて一重状に見えるという松は、他に本県の中にこういう松が存在するのですか。

白井文化財課長： 本県では現在のところ、この二代目が成長中でございます。全国的にも珍しく、京都の庭にあるというのは聞いたことがあるのですが、現物は確認しておりません。

細川委員： 二代目がいるということは、その株が大きくなったらまた指定をされるということでしょうか。

白井文化財課長： 二代目の松は現在樹高3メートルで、まだ若いものですから、今後きちんと育つかどうか見極める必要があるということから、現在、注目しているところでございます。

細川委員： それから、県天然記念物の指定が個人の所有であった場合は、個人の方にお任せをしているところが大きいかと思うのですが、県教育委員会としての関わりというか、枯れる前に何とかならなかったのかと思うわけですが、その辺りの御配慮とか御対応とかいうものは、いかがだったのでしょうか。

白井文化財課長： 本件松に限らず、所有者から連絡をいただきましたら、私どもの方で保護・増殖のための指導助言を行っております。また、経費的に不安がある場合には、補助金等の交付も検討しているところでございます。

菅田委員： 異常で樹木医の方に診てもらったということですが、人間でいう定期検診とかというのは所有者の責任ということになるのでしょうか。

白井文化財課長： 文化財の管理につきましては、保護条例上、所有者が責任を持つということになっております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第6号議案 「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」(案)について

平川教育長： 続きまして、第6号議案、「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」(案)について、桑原乳幼児教育支援センター長、説明をお願いいたします。

桑原乳幼児教育支援センター長： 第6号議案、「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(第2期)」(案)につきまして御説明いたします。

本プランにつきましては、1月の教育委員会議で素案について報告し、御協議をいただいております。本日は、その際の御意見、その後の文教委員会集中審議やパブリックコメントの御意見等を踏まえ、修正・追記し、最終案として御提案いたします。

資料の1、要旨・目的を御覧ください。素案の際にも御説明させていただきましたが、今回の第2期プランは、第1期プランを策定してから5年目を迎えることから、これまでの成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、内容の見直しを行うものでございます。

次に、概要を御覧ください。計画期間は、(1)にございますとおり、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、各取組の方向にございますとおり、目指す姿は、第1期プランと同様、「遊び 学び 育つひろしまっ子!」の実現としております。

施策体系は、(3)にございますとおり、三つの柱の下、五つの施策としており、表の右欄に各施策の主な取組内容をお示ししております。

続きまして、プラン本体を御覧ください。構成につきましては、表紙の裏側の目次でお示ししているとおりでございます。内容につきましては、2月の文教委員会での集中審議や、1月19日から2月18日の間に実施しましたパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、17ページの中程にございます園・所等における本に親しませる取組の推進において、乳幼児期の絵本の読み聞かせに関する環境整備に注力することを追記するとともに、26ページ以降の施策4、家庭教育支援の充実におきまして、家庭や地域社会との連携を推進し、子育て家庭を応援しようという社会的機運の醸成を図る普及啓発や基盤整備についての追記を行うなどの修正を行っております。

第2期プランにおきましては、施策ごとにK P I及び参考資料を設定し、P D C Aサイクルによるマネジメントを強化することとしております。今後は、施策ごとに設定しております5年後の目指す姿の実現に向け、アドバイザリーボード等による点検・評価を受けながら、必要な改善を行うとともに、関係部局、関係団体等と連携しながら、本県の乳幼児期の教育・保育の充実に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 前回の会議の検討を踏まえて、見直しをしていただきましてありがとうございます。それで、改めて全体を見て少し感じたことがあります。いろいろな施策も作っていくということなのですが、県内全ての乳幼児を対象にしていくということを考えたときに、例えば特別な支援や配慮が必要な子供・家庭の支援といったところも、保育ソーシャルワーカーの派遣も園・所への派遣ということで、園・所に対する施策が中心にどうしてものになっていくということだと思っております。そもそも事情があって幼稚園にも保育園にも通っていない乳幼児がどのくらいいるのかとか、そういう数字というのは分かっているのでしょうか。

桑原乳幼児教育支援センター長： 県で調査したものはございませんが、国が公表している資料によりますと、令和元年度の年齢人口から推計される未就園児は、0歳から2歳児で約6割、3歳から5歳児で約2%ということになっております。

中村委員： その中には、恐らく保護者のこだわりとかで、自分で保育するという家庭もあると思うのですが、やはり中には貧困とかネグレクトとかで、本来通うべき子供が通えないというケースも恐らくあるのではないかと思います。ですから、県内全ての乳幼児ということなので、そういった子供、乳幼児にどう支援を行き渡らせるのかということも大事になってくると思います。ネウボラ拠点とか、地域の家庭教育支援チームとかということもそうなのだろうとは思いますが、是非そういった乳幼児のケアということも、これからまた対策を充実させるように検討いただければと思いますので、よろしく願います。

細川委員： いろいろとまとめられるのも大変であったと思います。綺麗に分かりやすくまとめていただきましてありがとうございます。私も感じる所は、県が目指す乳幼児の教育・保育を実現するために、いろいろな分野の方が、例えばここには全て網羅されてい

と思うのですけれども、園・所や保育士さんに対してだとか、乳幼児、親、それから地域に対して、こういうふうに関わりかけや、考え方とかを示していただいていると思います。全国でも広島県はすごく積極的にいろいろなことに取り組んでいるというところを、もっともっと前に出させていただきたいと感じました。

パブリックコメントの中にも御指摘をいただいていたのですが、母子手帳でももう少し分かるようにしてほしいということもあるのかと思ったり、QRコードみたいなもので最近はまだ情報がどんどん手に入れますので、県としての情報をその辺りからお母さんに渡すようにしたらどうかと思います。私たち男親、お父さんに対しても、手帳までとは言わなくても、県教育委員会がやはり発行して、お父さんもこういうふうに関わりますよというような、全体的に幼児教育に関わっていくというのが非常に大事ではないかと感じました。

というのが、やはり私たちは自分が育ててもらったように子供を育てますから、今の乳幼児が育ててもらったらそれが親になって、自分たちの子供を同じように育てると思うのです。しっかり育ててもらった場合、やはりそのように次々世代を超えて、そういう教育が進んでいくものだと思いますので、広島県独自のものをお考えいただく、それを全国に好事例として発表するぐらいの、この推進プランになっていけばと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 4 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第 1 号、令和 4 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 報第 1 号、令和 4 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和 4 年広島県議会 2 月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、知事から教育委員会に対し意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められますことから、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告して承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案は、令和 3 年度教育委員会関係補正予算についてでございます。

資料の 1 ページをお願いいたします。まず、1 の令和 3 年度一般会計予算、(1) の歳入についてでございます。表の今回補正額の欄の一番下、教育委員会計欄にございまして、17 億 7,500 万円余の減額となり、最終予算額は 362 億 5,000 万円余となっております。

内訳といたしましては、増額については、使用料及び手数料が 1,500 万円余の増でございます。減額については、繰入金が 1 億 3,800 万円余、県債が 15 億 8,100 万円余の減などとなっております。これらの要因といたしましては、増額の使用料及び手数料につきましては、高等学校における授業収入につきまして収納率に改善が見られるなど、当初の見込みを上回ったことなどによるものでございます。減額の繰入金につきましては、

生徒の海外留学に対する支援や部活動遠征費用の補助といった各学校の取組につきまして、計画の見直しによりまして次年度の執行としたことなどによる事業費の減により、財源となる教育振興費の繰入金が増加したこと、また、県債につきましては、退職手当の財源として予定しておりました退職手当債の発行を取りやめたことなどによるものでございます。

続きまして、(2)の歳出についてでございますけれども、表の今回補正額の欄の一番下、合計欄にございますとおり、26億5,200万円余の減額となっております。要求内容といたしましては、点線囲みに記載しておりますとおり、国の令和3年度補正予算を活用し、令和4年度当初予算と一体的に、新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施することとしたところでございまして、具体的には、学校における保健衛生用品の購入や歴史民俗資料館、歴史博物館及び頼山陽史跡資料館におきまして無料Wi-Fi環境の整備などを実施する、教育委員会新型コロナウイルス感染症対応事業といたしまして2億7,600万円余の予算計上を行ったほか、廿日市特別支援学校につきまして教室不足解消のため、廿日市西高等学校の余裕教室を活用した環境整備を実施する特別支援教育ビジョン推進事業といたしまして3億1,300万円余、県立学校において普通教室単位で整備されております教員の授業用端末を追加整備するGIGAスクール構想の実現に向けたICT基盤整備事業といたしまして6,100万円余、これらの合計で6億5,200万円余の増額を計上したところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。主な減額要因につきましては、(3)の歳出の区分別内訳により御説明させていただきます。一般事業費のうち、その他につきましては、表の今回補正額欄にございますとおり、10億1,900万円余の減額となっております。その要因といたしましては、非常勤講師の報酬や高等学校等就学支援金の支給実績などが当初の見込みを下回ったことや学校において修学旅行などの宿泊を伴う学校行事や体験活動を中止したことなどによりまして、教職員旅費が減額になったことなどによるものでございます。

次に、職員給与費につきましては、教職員に対する給与等の支給額が当初の見込みを下回ったことなどにより、16億3,600万円余となっております。

続きまして、(4)の繰越明許費についてでございますけれども、繰越明許費といたしましては7億5,300万円余を計上したところでございます。これは、先ほど御説明いたしました国の令和3年度補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症対策などの取組を実施する事業や、その他、県立学校の施設整備や文化財保存に関する補助金などにつきまして、事業費を翌年度へ繰り越す必要が生じたものでございます。

続きまして、(5)の債務負担行為についてでございますけれども、先ほど御説明いたしました廿日市特別支援学校に係る整備につきまして、令和5年度まで工事を実施することによるものでございまして、令和5年度分として7,600万円余の限度額を設定したところでございます。

続きまして、3ページの2の令和3年度高等学校等奨学金特別会計予算についてでございます。これは、奨学金の貸付者及び給付者数が当初の見込みを下回ったことから、1億1,600万円余の減額を行ったものでございます。4ページ、5ページには、項目別の歳出内訳を記載してございます。教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、2月17日付けで同意する旨の回答をしております。御承認のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり承認されました。
続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者

の方は御退席をお願いいたします。

(10 : 32)

【非公開審議】

第3号議案 令和3年度メイプル賞（第2回）の受賞者について

令和3年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(12 : 01)